

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

特別な教育支援を要する児童生徒に対する抑止力行使に関する考察：イギリスの問題を中心として

メタデータ	言語: jpn 出版者: 関西外国語大学 公開日: 2016-09-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤田, 弘之 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学
URL	https://kansai.gaidai.repo.nii.ac.jp/records/5728

特別な教育支援を要する児童生徒に対する 抑止力行使に関する考察 ——イギリスの問題を中心として——

外国語学部教授 藤田 弘之

キーワード：体罰、特別支援教育、有形力行使、抑制力行使、教育を受ける権利

論文要旨

本論文は、特別な教育支援が必要な児童生徒に対する適正な抑止力行使の問題について、主としてイギリスにおける中央省のガイドラインを検討することにより、その手がかりを得ることを目的とする。

学校教育において、教育に関わる者がその指導のために体罰を行うことは禁止されている。しかし、現場において、状況によってはやむを得ず、体罰とは異なる物理力を行使せざるを得ない場合がある。これは特別な教育的支援が必要な児童についても同様であり、それぞれの多様な個性から生ずる行動を抑制する必要が生ずる場合がある。しかしながらこうした物理的抑制力の行使は、対象となる児童生徒の特性と関わって、指導に当たる教職員が難しい判断を迫られる場合も多いと考えられる。イギリスにおいては、1986年の第2教育法[Education(No.2)Act 1986]によって、イングランド及びウェールズの主として公立学校における体罰は禁止され、その後他の地域の全ての学校に及んでいった。こうして体罰が禁止されたのとあわせて、不可避的な場合における教師の適正な物理力の行使が法的に認められ、その後行使のあり方について次第に明確化されていった。こうした動きに伴って、特別支援を要する児童生徒に対する抑制力の行使についても、中央省からガイドラインが出された。本稿は、現在でも特別な教育支援を必要とする児童生徒に対する物理的抑制力行使につき基礎参照資料となっている、2002年、2003年の中央省のガイドライン、さらにはそれを基礎に作成された地方当局の指針を分析整理するとともに、我が国における同種の問題に関する検討の素材を提

供しようとするものである。

1、はじめに

本稿は、特別な教育支援が必要な児童生徒に対する適正な抑止力行使の問題について、主としてイギリスにおける中央省のガイドラインを検討することにより、その手がかりや検討素材を得ることを目的としている。⁽¹⁾

さて、学校教育において、教育に関わる者がその指導のために体罰を行うことは、もちろん許されざる行為である。体罰は子どもの権利を侵害する行為であり、日本国憲法や関係法、児童の権利条約等に反する行為である。しかし、現場においては、状況によってはやむを得ず、体罰とは異なる物理力を行せざるを得ない場合がある。このことについて文部科学省は近年の通達の中で、有形力の行使という言葉を使い、正当防衛や緊急避難を援用してそれらの行為を容認している。さらに、体罰問題と関わって争われた一定の裁判においても、裁判所は状況によってこれら軽微な有形力の行使を認めている。ただ、こうした有形力行使のあり方は必ずしも明確ではない。

本稿が主題とする特別支援が必要な児童生徒についても、それぞれの多様な個性から生ずる行動を抑制する必要が生ずる場合がある。このことについて文部科学省からはガイドラインは出ておらず、抑止力行使の根拠としては、原則的に上の正当防衛や緊急避難に基づくと考えられる。實際上、学校における対応は現場で指導に当たる個々の教師に任せられ、障害児の権利や教育保障とも絡んで難しい判断を迫られる場合も多いと考えられる。

ところでヒュエット(Hewett,D.)とアーネット(Arnett,A)も、この問題を扱った論考の冒頭において、この問題の難しさを次のように述べている。「イギリスにおけるいずれの地方教育当局立の特別学校においても、教職員は見たところ手におえない、また骨の折れる事態に自らが直面していることを認識していると思われる。重度の学習障害のある子どものための学校において、ある子どもは廊下に座り、動くことを拒否している。情緒障害や行動に問題がある生徒たちのための学校において、ある子どもは感情の一時的興奮を生じ、教室を移動しようとしな。継続的に、また故意に集会を妨害する困難

な子どももいる。職員がしばしば尋ねる問題は、我々はそのような事態を解決するために、どの程度合法的に物理力、または強力な物理力を使用しうるかである。」⁽²⁾

イギリスにおいては、長らく学校における体罰は容認されてきた。しかし、1986年の第2教育法 [Education (No.2) Act 1986] によって、イングランド及びウエールズの主として公立学校における体罰は禁止され、その後他の地域の全ての学校に及んでいった。こうして体罰が禁止されたのとあわせて、不可避的な場合における教師の物理力の行使が法的に認められ、その後行使のあり方について次第に明確化されていった。こうした動きに伴って、特別支援を要する児童生徒に対する抑制力の行使についても中央省からガイドラインが出された。

イギリスにおいて児童生徒に対する物理力行使に関わるもっとも最新の通達は、2013年7月に教育省が出した、『適正な物理力の行使—校長、教職員、学校理事会へのアドヴァイス—』と題する通達である。この中で、「適正な物理力行使に関するいずれの指針も、障害のある子どもや特別な教育支援が必要な子どもに対して適切な修正を為す法的義務を認めるべきである」と述べている。また同通達に添えてあるQ&Aにおいて、「物理力は特別な教育的支援が必要な子どもや障害のある生徒に使用されるか？」との想定問題に対して、「行使できる。ただし、物理力を使用すべきかどうかの判断は、その事例の状況によるのみならず、当該生徒の必要性の情報や理解による」と答えている。⁽³⁾ こうした物理力の行使と関わって、この通達が参照すべき書類として言及しているのが、2002年及び2003年の教育技能省通達である。⁽⁴⁾ したがって、これら通達はこの問題を考える際に基礎となる文書であると考えられる。

本稿は、以上のような点を踏まえて、2002年及び2003年の教育技能省通達の内容を分析し、これを手掛かりとして、特別支援が必要な児童生徒に対する物理的抑止力行使のあり方について検討し、我が国におけるこの種の問題検討の素材を提供しようとするものである。なお、我が国において、イギリスにおける特別支援教育に関する研究は相当数あるが、物理的抑止に関する

問題を扱ったものは、筆者が調べた限りではないと思われる。

2、要特別教育支援児童生徒への抑止力行使に関わる中央省指針公布の背景

本稿は2002年及び2003年の教育技能省通達を検討することを意図するが、それに先立ってこれらの通達が出された背景について考察しておく必要がある。

既述のように、イギリスの学校で体罰がはじめて禁止されたのは、イングランド及びウェールズについては、公立学校の場合1986年第2教育法においてであった。このように体罰禁止が法制化されたが、これとあわせて、生徒指導上やむを得ない場合に適正な物理力の行使を認める規定がこの法律に盛り込まれた。そしてこの規定は、1996年教育法、2006年教育ならびに学校査察法 (Education and Inspections Act 2006) 等々において確認されるとともに、1998年以後必要に応じて、教師の適正な物理力行使に関わる詳細なガイドラインを示した通達が出された。

さて、1986年第2教育法において教師の物理力行使が規定されたものの、1998年まではその行使に関わる具体的統一的な指針はなかった。こうした状況の中で、一つの指針となったのは、1993年に保健省が出した『児童の施設ケアにおける抑制の許容される形態についてのガイダンス』という通達（以下、1993年保健省通達）であった。⁽⁵⁾

1993年保健省通達は、虐待等から児童を保護するために制定された1989年児童法 (Children Act 1989) 及びその関係法を基礎として、主としてケア施設の職員に対する行動基準として出されたものであった。ヒューエット等によれば、それには、(i)「如何にして實際上ケアの義務を、抑圧や虐待から解放されるという子どもの権利と調和できるか」ということと、(ii)「如何にして職員が、虐待的行為という悪意あり、また誤解をうけた訴えから自らを守るか」という重要な問題が存在したという。⁽⁶⁾ この通達は施設職員の日々の実践において有用であったというが、これを適切な指針を持たない地方教育当局、学校、あるいは中央教育省関係者が参照し、一つの指針として利用したのである。

1993年通達は特に物理的抑制の問題に関して、1991年の児童ホーム規則

(Children's Home Regulations 1991) の第8条(3)(b)を基礎に作成されている。同規定は、「いずれかの人に対する傷害、または財産に対する重大な損害を防ぐために直ちに必要な行動をとること」と定めており、これを基礎に各種の指針が定められたのである。

この通達における物理的抑制力行使の指針の概要を整理すれば、以下の通りである。

(1) 物理的抑制力が行使される状況、場面

(i) 故意のまたは無謀な行為による、自己または他人に対する、現実的または重大な身体的危害、身体的または性的虐待、自己または他人の生命の危険あるいは傷害、自分で中毒薬物を摂取すること、などについて、直接的な行動がとられなければ、被害が生ずる明確な兆候があること；(ii) 許可なく施設を離れ、または逃走しようとする場合で警告や指示に従わない場合、またはこうした逃走が自己、または他人に重大な傷害を生ずると考えられる場合；財産などに重大な損害を与える場合。

(2) 物理的抑制力行使の目的と方法

(i) 物理的抑制とは、児童を取り抑える意図をもって物理力を積極的に用いることを言う；(ii) 物理的抑制は児童の行動を抑制し、または方向をそらせることによって、あるいは自らあるいは他人を傷つけるために用いられる可能性がある物を取り除くことによって、危険を回避するために行われる；(iii) 身体的抑制には、入り口に立ちふさがったり、行く手を阻んだり、また腕力で捕捉するというような場合がある；(iv) 物理的抑制力を行使するに当たっては、行使する時点、手段、程度などにつき慎重な判断や技術を要し、過度になってはならない。

(3) 物理的抑制力行使の原則

(i) 児童が自己または他人に傷害を加え、または財産に重大な損害を生じるということを抑制するために直接的な行動が必要であると信ずるに十分な根拠があること；(ii) 物理的抑制を回避するために事前に、対話や懐柔などの措置をとること。また行動をやめなければ、物理的抑制

を行使することを警告すること；(iii) 傷害や損害を抑制するのに必要な最低限の物理力を用いること；(iv) 抑制力適用の前に他の職員を居合わせるように努めること；(v) 事態が改善すれば抑制力を徐々に緩めること；(vi) 物理的抑制はケアや統御のためであって罰ではないこと；(vii) 物理的抑制は職員の指示に従うことを強制するためにのみ使用されてはならない。

(4) 物理的抑制に関わる判断についての助言

(i) 特定の状況で生じる一回限りの介入と繰り返し行われる場合を区別すること；(ii) 介入の方法、物理力行使の程度や継続は状況対応的であること；(iii) 当該の児童に対する物理力行使によって、被害の恐れのある人や財産に対する（筆者注：副次的）損害の可能性を考慮すること；(iv) 児童が指示に従わない場合において力の行使のレベルを上げていくことは避けるべきこと；(v) 物理的介入の程度を判断する場合に、児童の年齢や能力が考慮されなければならないこと；(vi) 個々の児童のケアプランを作成する場合において、児童のケースに適当な統御の方法について考察すべきこと。

(5) 物理的抑制力行使を回避する条件づくり

(i) 施設内での建設の人間関係やコミュニケーションを構築し、説明によって各自の行動基準について理解させること；(ii) 関係者の協力を得て、個々の児童の生育歴などを参考にケアプランを作成し、判断の参考にすること；(iii) 職員がチームとして共通理解の下で協働して対応すること。；(iv) 物理力行使を最小限にするために、危険なものを除外し、施錠するなどして施設内を安全な環境に保つこと。

(6) 付帯事項

(i) 物理力を行使した場合、専門家の助言を得て追跡調査を行うこと；(ii) 物理力を行使した場合、各事件について十分な記録を残すこと；(iii) 適切な判断の下で物理力の行使ができるように職員の研修を継続的に行うこと。

さて、1993年保健省通達は、特別支援を要する子どもについて以下のよう

に示している。「いずれかの年齢の子どもは危険を認識し理解する能力に欠陥があるかもしれない。これは例えば、重大な学習障害、自閉症、または重度の情緒障害などのためであるかもしれない。そのような児童に対しては、上記5.4におけるような行動をとる必要があるかもしれない。(筆者注：施設を離れるのを阻止するために物理的抑止力を行使すること)物理的介入の必要性はより頻繁であるかもしれない。集団を離れて落ち着かせる環境へと退避させる短い期間は、物理的抑制よりも非常に動揺する子どもにとってより効果的であるかもしれない。」⁽⁷⁾ このようにこうした子どもたちへの特別の配慮を示しているものの、この通達ではこれ以外の記述はない。

ヒュエット等は、1993年通達を論ずる中で物理力の行使の問題について、中央省が学校に関して積極的な役割を果たしていないとしている。すなわち、「・・・教育雇用省は主導する必要があるであろう。保健省によって発せられた書類が、学校の子どもと共に活動している時にガイダンスの基準として教育雇用省の覚書に言及されるのは受け入れられない。今やそのような書類は我々の専門職のすべてのために教育雇用省によって発せられることを確実にすべき時である。」⁽⁸⁾

教育雇用省によって学校における適正な物理力行使の指針が出されたのは、1998年のことであった。この通達は、物理力の行使について、事前の対応策、適正な行使が可能な場所と状況、行使可能な職員、行使の内容と形態、行使に際しての考慮事項、行使後の記録作成と親への説明、行使後の苦情や訴え、等々について相当詳しく述べている。⁽⁹⁾ この教育雇用省の通達内容を子細に検討すると、上記1993年保健省通達が相当程度参考にされていることがわかる。

特別支援が必要な児童生徒について、この1998年の教育雇用省通達においては、「いくつかの場合において、特に特別支援が必要な場面において、学校はまた特別な健康に関わるニーズを持った生徒を抑制する最も安全な方法について医学的助言を得る必要があるかもしれない」と述べ、特別な配慮が必要なことを示している。⁽¹⁰⁾ しかし、この時点までにこの通達を含め要特別教育支援児童生徒に対する物理的抑制の問題についてまとまったガイドライ

ンは出ておらず、関係教職員は、1993年保健省通達、また1998年教育雇用省通達を参考にして対応していたのである。

要特別教育支援児童生徒に対する物理的抑制の問題について、独自に中央省のガイドラインが出されたのは2002年及び2003年であった。これはこの時期に急速に進展したこうした児童生徒に関わる教育政策と軌を一にするものであった。

よく知られているように、イギリスにおける障害児教育は1980年前後において大きな転換を示した。⁽¹¹⁾ その契機となったのは1978年に出された、いわゆるワーノック報告書であった。第2次大戦後の教育の基礎となった1944年教育法は、子どもの障害を医学的視点から幾つかのカテゴリーに区分して認識し、これを基礎に障害児教育を進めていった。これに対しワーノック報告書では、このような医学的視点からの区分は一人一人の子どもが必要としている教育には対応しておらず、また障害の有無は明確に区分されるものではなく、連続的なものであるべきだとし、学習の困難さと教育的措置の観点からとらえる必要性を主張した。すなわち、「特別な教育的ニーズ」という理念の提案であった。

この勧告を基礎に制定されたのが1981年教育法であった。この法律において、障害のカテゴリーが撤廃され、公式に特別な教育的ニーズの概念が導入され、診断された障害ではなく、学習の困難さや特別な教育措置や援助について言及された。また統合教育の原則が取り入れられ、特別な教育的ニーズの評価・査定手続きが導入された。その後1993年には特別な教育ニーズに関する施行規則が制定され、学校でのコーディネーターの制度や障害児の就学機会をめぐる紛争調停機関も設立された。

ワーノック報告書によってもたらされたこの「特別な教育的ニーズを有する子ども」という概念は、国連における教育の枠組みでも使用されるようになった。そしてやがて、1994年のサラマンカ宣言においてこの用語が国際的に認識され、これに含まれた特別な教育的ニーズを有する子どもやさらにインクルージョンという概念が、その後の国際的な障害児教育の動向に大きな影響を及ぼすことになった。

イギリスにおいてはこのサラマンカ宣言以後、インクルージョンという考え方に基づく政策が推進されていった。すなわち、1995年には障害差別禁止法（Disability Discrimination Act 1995）が制定され、1996年の教育法において、地方当局、また一般学校において特別な教育的ニーズを有する子どもの、それぞれのニーズに対応する義務を明確化した。また翌1997年には、政府の緑書、『すべての子どもの卓越性：特別な教育的ニーズに対応して』が発表され⁽¹²⁾、政府はこの中で初めて公式にインクルージョンという言葉を採用し、子どもの権利、障害者の権利、原則としてすべての市民の権利を強調した政策理念として、このインクルージョンが位置付けられ具体的方策が提示された。

2001年には特別な教育的ニーズと障害法（Special Educational Needs and Disability Act 2001）が制定され、1996年教育法の規定を修正し、すべての子どもが一般学校で教育を受けることを一層強化し推進することが目指された。そしてこれと並行して、以前の施行規則に必要な改定が加えられ、インクルージョンの理念に基づく学校教育を一層推進すべきとする通達が出された。また2004年には、教育技能省により、『達成への障壁の撤廃—特別な教育ニーズに関わる政府の戦略』が出され、また同じ年、『特別な教育的ニーズと障害—インクルーシブ学校に向けて』と題する視学官文書が出された。⁽¹³⁾ このように労働党政権の下で、要特別教育支援児童生徒に対する教育保障が急速に展開していくことになった。要特別教育支援児童生徒に関わる物理力の行使に関して、2002年、及び2003年に教育技能省の通達が出されたのは、以上のような動きを背景にしてのことであったのである。

3、2002年の教育技能省通達の内容

要特別教育支援児童生徒に対する物理力の行使に関わる通達は2002年に出されるが、その前年の2001年に教育技能省特別教育ニーズ担当部長が地方教育長宛に文書を送っている。⁽¹⁴⁾ これは行動に問題を持つ児童の取り扱い方策に関する当時の検討状況を報告し、当面必要なことを伝えるものであった。この中で次の点を指摘している。第1は、地方教育当局が関係法や通達を基

礎に、関係諸機関と協議・協働して、物理力行使に関わるモデル指針を作成すべきことである。第2は、これを基礎に各学校が理事会の同意を得て、同種の詳細な指針を作成することである。第3は、学校で物理力が行使された事件については、定められた手続きに従って記録され、これが地方教育当局に報告されるようにすることである。第4は、上記事件が地方教育当局、また各学校で検討され、物理的介入のあり方や方策を見直し、教職員の研修に生かすことである。とりわけ、記録の完備が訴えに備えるために強調されている点が注目される。すなわち、「教職員に対する相当数の虚偽の訴えがあると思われる重度の行動に問題をかかえた生徒に対応している学校は、事件を記録する際定められた手続きに従うことに特に注意すべきことを勧告される。学校の手続きにきちんと従ったことを示す完全な記録は、不当に告発される教職員に対して有益な助けとなる可能性がある。」⁽¹⁵⁾つまり、これらの指針や手続き策定の背景の一つに訴訟問題があったのである。

さて、2002年7月に教育技能省から出された、『学習障害や自閉症スペクトラムとの関連で極端な行為をする子どもや成人に関わる職員のための規制的物理的介入の行使に関するガイダンス』（以下、2002年教育技能省通達）は、教育技能省と保健省がイギリス学習障害協会（British Institute of Learning Disability）の協力を得て、協働して作成したものであった。このガイダンスは、学習障害や行動異常などの障害を持った子どもや大人が受ける種々のサービスをカバーしたものであり、種々の場において働く職員のための規制的物理的介入についてははじめてのガイダンスであった。このガイダンスはその緒言で、「学習障害を持つ人々は、特に彼らが自らまたは他の人々にとっておそらく有害になり、結果として職員からの物理的介入を必要とするような行為を行っている時に、尊敬とケアと威厳をもって取り扱われる権利を持っている。このガイダンスを使用することによって、職員は適切に、また安全な方法で行為し、したがって、困難な事態における効果的な対応を確実にすることに役立てられるであろう」と述べており、規制的物理的介入が常に、関係者たちの最大の利益を考慮する結果を達成することを意図すべきものとしている。⁽¹⁶⁾そして、このガイドラインは、学校や地方教育当局が

その行使と関わる適切な方針を作成し、また確実に実践するのに必要な措置を述べるものとしている。以下この通達の内容を分析整理して述べる。

(1) 通達の基本的原則ないしは事項

① 法的基础

この通達において、1996年教育法550条のA、1998年の教育雇用省通達、上記2001年の教育技能省發文書などを基礎として、指針が作成されている。

② 物理的介入の定義と目的

規制的物理的介入とは、「人の行動を統制するために物理力を使用することを含み、身体的接触、器械的手段、または個人の環境を変えることなどが用いられる」ことと定義している。すなわち、身体的接触とは例えば、他人を殴るのを抑制するために手を抑えること等、器械的手段とは、手錠を使用すること等、環境を変えることとは強制的隔離、またはドアへの施錠等である。

物理的介入は、(i) 本人による危害を与えるような行動をやめさせること、(ii) 本人を攻撃の対象者から引き離すなど、誘因から分離すること、(iii) 危険な状況、例えば混雑した道路の危険から子供を保護すること、(iv) 治療的または教育的方策の一部として、子どもの最善の利益になると考えられること等を目的として行われる。

③ 物理的介入が認められる場合

1996年教育法第550条のAでは、犯罪的行為をしている場合、自らまたは他人に傷害を及ぼし、または財産に対して損害を加えている場合、学校における、または生徒間の良好な秩序や規律の維持に有害な行動を行っている場合などを述べている。通達ではこれを基礎として物理的介入を認めている。

④ 物理的介入の原則

物理的介入が行われる場合の基本的原則として、以下のことを述べている。(i) 物理力の使用は可能なかぎり避けられるべきこと；(ii) 物理力の行使には適当な時があり、その状況とリスク評価に基づいて適正な

行使が判断されるべきこと；(iii) 物理力の行使はすべての関係者の安全と尊厳を維持する方法で行使されるべきこと；(iv) 目的のために必要な合理的または最小限の物理力の行使を行うべきこと、すなわち、リスク評価などを参考に対象者の行動や生ずることが予想される損害に相応な程度または性質の物理力の行使を行うべきこと。

⑤ 人権保障との関係

このガイダンスは1998年人権法、1991年に批准された国連の子どもの権利条約等を踏まえて作成されている。したがって、このガイダンスに基づく実践は関係者の人権を侵害するものではないことを明確にしている。

⑥ 物理的介入に関わる教職員とその研修の充実

学校の場合、校長の権限の下で児童生徒を合法的に管理する教職員が物理的介入の使用を認められる。(ただし緊急の場合はこの限りではない。) 全ての教職員に対して研修が求められるとともに、特に、物理的介入の行使に関わると予期される教職員については、児童生徒の特性に応じたより専門的な研修がなされる必要がある。

(2) 物理的介入が予測される対象者に対する予防的対応

① 課題をかかえる各個人のリスク評価

学校全体の活動方針を基礎に、課題をかかえた児童生徒について、関係者の情報や同意を得て個別計画を作成し、予想される問題行動、その原因、増幅要因、早期の警告サイン、必要な対応等をあらかじめ確認しておくこと。すなわち、個別「積極的取扱い計画」(positive handling plan)を作成し、物理的介入を要する危機の状態を生じると評価される対象者に関して使用されるべき特別の方策や技法を詳細に述べること。

② 予防的措置

物理的介入を最小限にするために以下の予防的措置を講じること。

(i) 第1次予防措置

子どものニーズや必要とされる見込みに合わせて職員の数や当該職員の能力のレベルを確認すること；暴力的または攻撃的行動を引き起こす状況を回避するよう援助すること；行動を改善するための

支援や他の有意義な活動に関わる機会を作り出すこと；挑発的行動を示す子どもと共に活動する教職員の能力を開発すること；個々の子どもやその家族などと、重大なリスクが生じるときに、どう対応すべきかについて話し合っておくこと。

(ii) 第2次の予防

暴力や攻撃にさらに発展する可能性のある行為の初期段階を認識し、さらなるエスカレーションを抑える技法を用いること；その際次のような場合において初期段階の規制的物理的介入は正当化される——第1次予防が効果がない；介入しない場合のリスクが介入するリスクよりもはるかに大きい；他の方法を試みたが効果がない。

(iii) その他の予防措置

予防的方策は細心の注意を払って選択され、常に当人に発生する可能性があるリスクと得られる利益を判断し見直すこと；バギー（buggy）、車いすや固定柵のような治療目的のために必要とされる手段の使用、傷害を防ぐための腕の当て木、保護服などの使用は、家族などと相談し、多機関のチームの評価の後に導入されるべきである。これは特別な研修を受けた教師が使用し、積極的取扱い計画に記録される；極端な行動に対応するために薬物が使用されうる場合がある。薬物投与は医学的な助言を得て、個々の児童のケア計画にある場合、また資格ある薬剤師の同意を得た場合に、困難な行動に対応する定められた方法として使用される。⁽¹⁷⁾

(3) 問題の発生と物理的介入のあり方

① 介入前のリスク評価

物理的介入をすべきか否かの判断について、様々なリスク評価が行われ、対象になる人についての介入技法の適用に関してリスクと効果を確認する必要がある。リスク評価は、介入した場合の当該の子どもへのリスク、対応する教職員に対するリスク、介入しない場合のリスクについて行わなければならない。

(i) 子どもにとってのリスク

他より非介入的な方法で望ましい結果が得られる；傷害を引き起こす；苦痛や苦悩、または心理的トラウマを引き起こす；管理の例外的な方法よりもむしろ常習の方法になる；虐待のリスクを増大させる；職員や対象児童の尊厳を侵害し、または関係者に屈辱を与え、品位を落とす；疑念を生じ、人間的関係を壊す

(ii) 職員にとってのリスク

物理的介入の結果傷害をうける；物理的介入の結果苦悩や心理的トラウマを経験する；法的正当性が法廷で問題にされる；懲戒行為を生じる

(iii) 介入しないことのリスク

職員はケアの義務に違反する可能性がある；児童、職員、または他の人々が傷害を受け、または虐待される；財産に対する重大な損害が発生する；これらの問題に関して訴訟の可能性がある

② リスクに対応した物理的介入の相違

物理的介入はリスクの程度に違いがあり、それに応じて対応する。

(i) 低リスクの場合

他の人を殴打するのを阻止するために抑制する；自傷行為を防ぐために特製の手錠（arm cuff）をかける；監視や支援の下で、別室に連れて行き一人にする

(ii) リスクのレベルアップ

行動を抑制するために衣類やベルトを使用する；床に横たわる対象者を抑え、または床に横たわることを強制する；呼吸を抑制する手続き；対象者の意志に反して部屋に一人隔離すること；関節を伸ばしたり曲げたりすること、または関節に圧迫を加えること；首、胸、腹、または股間に圧迫を加えること

(4) 計画的介入と緊急対応

① 計画的介入

リスク評価や積極的取り扱い計画に基づいて前もって取り決められた方策や方法を使用する場合についてである。これは介入することが不介

入の場合よりもリスクを軽減できる場合に行使される。計画された物理的介入方策は次のことが必要である。

当該の子ども、親権者などと相談の上、他機関または学校のチームによってあらかじめ同意されていること；予定される行使が生徒の積極的取り扱い計画に述べられていること；適切な研修を受けた教職員の監督の下で実施されること；物理的介入の方法や状況が点検され、また調査されるように書面で記録をすること；計画的介入は、子どもの利益になる場合、治療のために、または教育の方策等として行われることもある。

② 緊急、または予測できない物理力の行使

リスク評価では予期していないような行動を児童がする場合、また緊急事態において、必要な物理力の行使は正当化される。

効果的なリスク評価に基づく介入方策は、緊急の場合でも物理的介入を最小限にするのに役に立つ；しかし、教職員は状況に対応した物理力の行使が可能である。ただし、傷害を防ぎ、安全を維持するのに必要な最小限の力の行使をする；可能なかぎり教職員が精通しており、また安全に行使可能な技法を使用すべきである；隔離は物理的介入の一つの形式と見なされる⁽¹⁸⁾；開けられないように高いところに取っ手がついてあるドアの使用、また部屋の施錠も可能である；事件に伴う心的身体的被害の回復のために直ちに必要な措置をとる。

(5) 物理的介入後の対応ないしは措置

① 記録の作成

規制的物理的介入を行った場合は常に、事件が関係者によってできるだけ早く記録されるべきである。(発生後24時間以内)書面での記録は以下のことを示すべきである。

関係した職員、対象となった人の名前；物理的介入の理由；用いられた物理的介入のタイプ；物理的介入の日付、また継続時間；対象者及び職員の傷害や苦痛の有無、これらがあった場合に取られた措置

② 発生事案の検討

事件は理事や親、地方当局へ報告される。また記録は、法的要件に従っ

ていること、対象者の安全や健康状態の確認、職員の職務の点検や研修ニーズについての確認、医療記録の更新、物理力行使の効果や問題点の検討などに使用される。

③ 物理的介入方策の定期的見直し

物理的介入の指針は定期的に見直し、評価し、修正すべきである。

学校の場合、地方当局、特に地方地域児童保護委員会及び関係機関と密接な関係を持ちながら実施されるべきである。

2002年の通達はその他、上記の内容に基づき、地方当局及び各学校が作成すべき物理的介入指針の内容についてそのあり方を示している。

4、2003年の教育技能省通達と地方当局における指針作成

(1) 2003年教育技能省通達

2002年に引き続き、2003年に教育技能省から『著しく行動の困難がある生徒に対する規制的物理的介入の使用に関するガイダンス』（以下、2003年教育技能省通達）という通達が出されている。この通達内容は2002年の通達と大きな相違はないが、前年の通達に基づき地方当局に規制的物理的介入指針を作成する際により明確なモデルを示している点、さらに、問題行動を生じる児童生徒に対応する際に、リスク評価やリスク管理の手法が有効であるとして、これについて詳しく解説している点が重要である。すなわち、第1に、リスクの評価として、リスクが生じる状況の予測評価、リスク状況が発生する可能性の評価、生じる傷害や損害の程度の評価を行うべきこと、第2に、リスクを減少させる方策の多種の選択肢を検討し、それぞれのメリットとデメリットの評価すること、第3に、これらのうちリスクを最小限にする最善の措置を選択し、関係者がそれらに関わる情報を共有することなどについて詳述している。通達は以上のことによって、リスクの発生を未然に予防し、発生した場合にはリスクを最小限に抑えることができ、結果として子どもや教職員の安全管理に資するとしている。

(2) 地方当局における物理力行使のガイドライン

各地方当局は、中央省の指針またその他の機関が出す資料を基礎にそれぞれの状況を踏まえて管内の学校のための指針を作成している。ここでは、2004年に作成された要特別教育支援児童生徒を対象としたデヴォン州地方当局のガイドラインを一瞥しておく。⁽¹⁹⁾ これはほぼ先述の中央省のガイドラインを踏まえたものになっているが、いくつかの点でそれがさらに詳述されている。

第1に、物理的介入に際して禁止される事項を明示していることである。すなわち、体罰、必要がない場合の自由の制限、コミュニケーションの制限、特有の、または不適当な衣類の着用の強制、罰金、肌に触るような身体検査などである。さらに具体的な物理力の行使について、呼吸が苦しくなるように押さえつけること、身体の一部に過度の圧迫を加えること、腕を背中に挙げるように強制すること、子どもの上に座ること、子どもを床から持ち上げることなどもしてはならないとしている。

第2に、物理的介入の手続きである。物理的に介入しなければならない場合において、まず本人にあらかじめ警告をすること、できるだけ同僚の応援を求めることを示している。その上で、物理的介入をしている間も、抑制に必要な最小限の物理力を使用すること、その間も本人を説得し続けること、感情を抑えること、懲罰的な暴力行為にならないようにすることなども注意している。

第3に、危機に応じた物理的介入をさらに具体的に示していることである。すなわち、危機が低いレベルの場合は、高いところにハンドルがあり、または2重ハンドルのついたドアのある部屋での行動制限、腕をつかまえて導くこと、一つの姿勢を維持するようにさせること、安全のために手綱、手首紐、バギーなどを使用することなどである。中レベルの場合は、子どもを当該の活動から排除すること、子どもの行動を制限するために限られた範囲に固定すること、教室の一定の範囲から除外すること、可能な手段で子供に介入すること、自傷行為をしている児童をつかむことなどである。高レベルの場合は、状況に対応して様々な方策をとる必要があるが、当該の状況から離れさせるために強制的に移動させたり、エスコートしたりすること、2人または

3人がかりで肘掛椅子に固定したり、足を抑えたり、腕を抑えるなどすること、床の上に座った姿勢で押さえつけることなどである。

デヴォン州のように、特に要特別教育支援児童を対象に作成されたものもあるが、すでに出された各種の通達を基礎に他の児童生徒を含めた一般的包括的な指針を作成している場合も多い。

5、おわりに

以上本稿は、イギリスにおける要特別教育支援児童生徒に関わる物理的抑制力の行使に関して、主として中央省の指針及びそれらを基礎にした地方当局の指針の例を中心に論じてきた。それによれば、第1に、事件や問題行動を未然に防ぐため最大限の様々な予防方策を講じておくべきこと、すなわち、危機管理の手法を参考に個別支援計画をたて、各人の特性や問題行動回避、さらには問題発生の際の対応措置などをあらかじめ準備しておくこと、第2に、必要不可欠な場合、教職員が多様な選択肢から自らの判断で適正な物理的抑止力を行使できること、第3に、事件発生後、その記録、関係者への通報、事件の検証と方策の改善をおこなうべきことなどが中心となっている。またこうした物理的抑止力の行使が、対象児童生徒を擁護するために行われることが強調されている点も重要である。

ところで、2011年に下院の教育委員会は、「学校における行動と規律」に関して調査を行い報告書を出している。その中で、教師の適正な物理力行使の問題も取り上げている。すなわち、「我々は生徒の行動を管理するに際して、教師の権限を支援するために、探索に関わる権限（筆者注：危険物）を拡大し、また抑止力を明確にするという学校白書の提案を支持する。抑止する権限の使用に関するガイダンスは生徒の安全と教師の安全の両者を守るために特別教育支援が必要な子ども、又は障害を持った生徒を抑制することに関する特別の助言を含むべきである。教職員は、もし彼らが規則的に研修を受け、また彼らがその使用において学校管理者の完全な支援を受けているということ意識する場合にのみ、彼らの権限の使用について確信を持つであろう」と述べ、研修に基づく教師の権限の強化を主張している。⁽²⁰⁾しかし、要特別教

育支援児童に対する物理的介入の問題に関して、現在までのところ新たなガイドラインは出ていない。

さて、スペンサー（Spencer,Y.）とエルドリッジヒンマース（Eldridge-Hinners,T.）は、要特別教育支援児童に対する物理力行使の問題を解説する中で、その教育に従事する教職員に対する攻撃や被害について述べている。すなわち、「2009年の記録は、一人の教師が、言葉の上で、また身体的にその年に7分ごとに攻撃を受けていたことを示している。誤った生徒の行動は教師のストレスや消耗の最大の原因の一つである。そして、しばしば、教師が離職する主要な理由として引き合いに出されている。教師は、暴力的な、また規律が保てない環境において教えることができないし、また生徒たちは学ぶことができない。これは単に青年たちに当てはまるというのは神話である。5歳、6歳の子どもが、自らを、また教師や他の生徒たちを危機にさらすような極端な行動を示している。」さらに2004年において学校で生じた事件の裁判について、次のように指摘している。「・・・一つの事件において、13歳の男子生徒が女教師を引っつかみ、ヘッドロックをかけ、離れるのを拒否したこと等により、彼女は犯罪傷害補償当局（Criminal Injuries Compensation Authority）から28万ポンドを獲得した。その教師は、壁や窓に打ちつけられつつ地面へと引かれた。それは毎日の活動を遂行する彼女の能力に影響を与える身体障害と精神的な外傷後に起こるストレス性の混乱が生じた。」⁽²¹⁾ 同論文によれば、裁判において弁護側は、要特別教育支援児童生徒の教育に関わる教師は、当然このような攻撃を受けることを暗黙の内に了解しているもので、それは職務上の役割であるという趣旨の主張をしたが、裁判所はこのような主張を否定したとしている。この問題を考えるとき、指導に当たる教職員自身の保護や権利も重要な問題である。

要特別教育支援児童の身体的抑制力行使の問題は、彼らの行動、情緒、社会性の発達支援との関わりで考えなければならない。例えば、デイビス（Davies,P.）とフロリアン（Florian,L.）の研究によれば、これら能力の発達支援において、積極的強化を使用するアプローチ、行動減少戦略（behaviour reduction strategies）等々が効果的であるとしているが、その中に一定の物

理的抑止も含まれている。その意味では、彼らの教育指導過程において必要とされる適正な抑制力の行使が一定教育的意味を持つ場合もあると見られている。⁽²²⁾

要特別支援児童の物理的抑制は、当然彼らの人権を侵害するものであってはならず、むしろ権利保障の一環で行使されるものであり、適正な身体的抑止力の在り方の検討については、権利保障を基本に考えられるべきである。同時に彼らの教育にたずさわる教職員の安全や人権も考えなければならないと思う。

我が国の場合、文部科学省より特に要特別教育支援児童生徒を対象にしたこの種のガイドラインは出ていない。また生徒指導の基本として参照される『生徒指導提要』（最新版）においても、体罰の禁止との関わりでごく簡単に有形力の行使が述べられているだけである。⁽²³⁾ 大阪府教育委員会は障害を持つ児童生徒の指導に関わる体罰防止マニュアルを出している。その中で問題行動は、当該児童生徒の個別的ニーズに応じ、関係者の協働・連携により粘り強い指導によって解決すべきことが示されており、力による制圧を禁じている。⁽²⁴⁾

イギリスとわが国では問題の性質や程度、深刻さ、発生件数、訴訟件数などの点で大きく異なっており、参考にすべき点があると考えられるものの、イギリスの方策が直ちに日本のモデルとなるわけではない。しかし、我が国の学校における実践場面でも、状況によっては体罰とは異なる適正な物理力の行使が必要な場合があると思う。この問題については、学校現場での実情をさらに詳しく調査し、こうした物理力の行使、あるいはそのためのガイドラインの要不要やあり方などを検討したいと考えている。

[注]、(紙幅の関係上最小限にとどめる)

(1) 本稿で問題にする障害のある児童生徒の教育については、イギリスでは1981年より「特別な教育ニーズ」(special educational needs) という用語が使われ、日本においても2001年より特別支援教育という用語が使われている。したがって本稿では、こうした教育の対象になる児童生徒を、要特別教育支援児童生徒とする。またこれら

児童生徒に対する身体的またはその他の手段による実力行使に関して、イギリスの各種文書では、‘physical force’、‘physical intervention’、‘physical restraint’、‘positive handling’等の用語が使われている。ここでは文脈上、physicalに物理的という訳語を当て、それぞれ物理力、物理的介入、物理的抑制等という用語を用いる。

(2) Hewett,D., and Arnett,A., ‘Guidance on the use of physical force by staff in educational establishments’, *British Journal of Special Education*, Vol.23, No.3, 1996, P.130.

(3) Department for Education, “Use of reasonable force”, July 2013, p.6, p.9.

(4) Department for Education and Skills(DfES), “Guidance on the Use of Restrictive Physical Interventions for Staff Working with Children and Adults who Display Extreme Behaviour in Association with Learning Disability and/or Autistic Spectrum Disorders”(LEA/0242/2002), July, 2002(以下引用は2002 DfES Guidanceとする) ; DfES, “Guidance on the Use of Restrictive Physical Interventions for Pupils with Severe Behavioural Difficulties”(LEA/0264/2003), September 2003(以下引用は2003 DfES Guidanceとする)

(5) Department of Health(DoH), “Guidance on Permissible Forms of Control in Children’s Residential Care”, 1993,(以下引用は、1993 DoH Guidanceとする)

(6) Hewett and Arnett, op.cit., P.130.

(7) 1993 DoH Guidance, p.14.

(8) Hewett and Arnett, op.cit.,pp.132-133.

(9) 教育雇用省通達は、Department for Education and Employment(DfEE) Circular, “Section 550A for the Education Act 1996: the use of force to control and restrain pupils”(10/98), July 1998. なおこの通達についての詳しい考察は別稿にて扱う。

(10) *ibid.*, para.8.

(11) イギリスにおける特別支援教育の歴史については多数の文献があるが、下記の文献を参照した。House of Commons Education and Skills Committee, “Special Educational Needs, Third Report of Session”, Vol.I, 2006, pp.11-13.; 『障害のある児童生徒の就学形態に関する国際比較調査報告書』(平成22年度内閣府委託報告書)、WIPジャパン、平成23年、pp.5-13. なお、inclusionは包摂とも訳されるが、多くの場合インクルージョンという用語が使用されることから、それに従った。またワーノック報告書は正式には次の通り。“Special Educational Needs, Report of the Committee of Enquiries into the Education of Handicapped Children and Young People”, Cmnd.7212, HMSO, 1978.

- (12) DfEE, “Excellence for All Children: Meeting Special Educational Needs”, 1997.
- (13) DfES, “Removing Barriers to Achievement: the Government’s Strategy for SEN”, 2004; Office for Standards in Education (Ofsted), “Special educational needs and disability – Towards inclusive schools”, 2004.
- (14) DfES, “Letter from Chris Wells to Chief Education Officers on the Use of Positive Handling Strategies, sent 24th April 2001”, 2001. (以下引用は、2001 DfES Letterとする)
- (15) 2001 DfES Letter, para.15.
- (16) 2002 DfES Guidance, p.3.
- (17) 薬物の使用については、DfEE Circular, “Supporting Pupils with Medical Needs in School” (14/96), 1996.
- (18) 隔離については、1983年精神保健法 (Mental Health Act 1983) 及び1999年の同法施行規則に基づく。
- (19) Devon County Council, “Inclusive Education: Guidance On The Use Of Reasonable Force To Control Or Restrain Pupils”, January 2005.
- (20) House of Commons Education Committee, “Behaviour and Discipline in Schools, First Report of Session 2010-11, Volume I”, 2011, P.30.
- (21) Spencer, Y. and Eldridge-Himmers, T., ‘What are the legal limits on disciplining pupils with SEN’, *Education Law Update*, Issue 108, 2011.
- (22) Davis, P. and Florian, L., “Teaching Strategies and Approaches for Pupils with Special Educational Needs”, (Research Report RR516), DfES, 2004, p.25.
- (23) 文部科学省、『生徒指導提要』、平成22年3月、p.195.
- (24) 大阪府教育委員会、『この痛み一生忘れない—体罰防止マニュアル改訂版』、平成19年11月。pp.21-22.

[謝辞]、本稿作成に際して、日本における特別支援教育の現状、とりわけ大阪府及び学校現場の実践に関して、大阪府立泉北高等支援学校の長谷川陽一先生よりご教示を受けた。記して謝意を表したいと思う。